



# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成22年5月20日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項に基づき、「都市計画道路宮内新横浜線道路整備事業」に係る条例見解書の縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市 川崎市長 阿部 孝夫 川崎市川崎区宮本町1番地
	指定開発行為の名称	都市計画道路宮内新横浜線道路整備事業
	指定開発行為の種類	道路の新設又は車線の増設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区宮内1丁目及び2丁目内
	指定開発行為の目的	道路及び橋梁の整備
	指定開発行為の内容	区間：【始点】多摩川（都県境） 【終点】国道409号（西下橋交差点） 延長：980m、計画幅員：22m～34m 車線数：4車線（片側2車線）
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成22年12月 完了予定：平成33年 3月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成22年5月20日（木）から 平成22年6月18日（金）まで ※土曜日、日曜日等閉庁日は除く。ただし、中原区役所及び高津区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	中原区役所、高津区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>